

合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン 新旧対照表

新) 第 3.1 版 2022 年 1 月 24 日 更新	旧) 第 3 版 2021 年 6 月 7 日 策定
<p>■ 1 ページ</p> <p>1. はじめに〔総論〕</p> <p>本ガイドラインは、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号、以下「特措法」という）に基づき示される「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という）</u>及び、新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下、「分科会」という。）の提言等や内閣官房新型コロナウイルス対策推進室長が、都道府県知事宛に提示した<u>事務連絡（以下、事務連絡という）</u>などの見解に基づき、現時点で実施もしくは考慮すべき、アマチュアの合唱活動における新型コロナウイルス感染症の拡大防止についての基本的事項を示したものです。</p> <p><u>なお「基本的対処方針」及び事務連絡は、その時々の感染状況に応じて適宜改訂されますので、常に最新版^[1]を参照してください。</u></p> <p>^[1] <u>内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室最新情報</u> https://corona.go.jp/news/</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染状況は、地域、年代、属性等によって様々です。またこの感染症が、今後どのように変化し、社会生活にどのような影響を及ぼすのか、その時々地域の状況を見極めて行動する必要があり<u>とりわけ変異株の拡大にはより注意が必要です。</u>さらに、飛沫の拡散が感染の原因である以上は、複数の人間が集まって、室内で発声を伴う練習や</p>	<p>■ 1 ページ</p> <p>1. はじめに〔総論〕</p> <p>本ガイドラインは、<u>新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長・内閣総理大臣、以下「対策本部」という。）が、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の「見解と提言」に基づき決定した、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日策定（令和 3 年 5 月 28 日変更）、以下「基本的対処方針」という。）</u>、及び、新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下、「分科会」という。）の提言等や基本的対処方針に基づき、内閣官房新型コロナウイルス対策推進室長が、都道府県知事宛に提示した令和 3 年 2 月 4 日付け事務連絡「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」、令和 3 年 2 月 26 日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」、及び令和 3 年 5 月 28 日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下、「催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項」という。）などの見解に基づき、現時点で実施もしくは考慮すべき、アマチュアの合唱活動における新型コロナウイルス感染症の拡大防止についての基本的事項を示したものです。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染状況は、地域、年代、属性等によって様々です。またこの感染症が、今後どのように変化し、社会生活にどのような影響を及ぼすのか、その時々地域の状況を見極めて行動する必要があります。さらに、飛沫の拡散が感染の原因である以上は、複数の人間が集まって、室内で発声を伴う練習や演奏を行う合唱が、感染リス</p>

演奏を行う合唱が、感染リスクと隣り合わせで、感染症拡大にどのような影響を及ぼすのかを理解した上で対策を講じながら、活動する必要があります。

従って、本ガイドラインは、科学的検証のほか、政府が発表している「基本的対処方針」や「催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項」などの事務連絡、地方公共団体のロードマップ等の方針や指標、日本国内の感染状況や科学的知見、後述する音楽関係や施設関係のガイドラインに即した、現時点での合唱活動の目安を提示することになります。そして合唱活動を行う皆さんは、これら政府や地方公共団体、音楽業界の方針は感染状況等によって改訂されますので、常に最新の方針等に依拠して対応することが求められます。

■ 2 ページ

(1) 政府の考え方

ア) 「基本的対処方針」では、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策として「主に飛沫感染や接触感染によって感染し、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手をのばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という）の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗等の手指衛生、換気等を挙げています。

クと隣り合わせで、感染症拡大にどのような影響を及ぼすのかを理解した上で対策を講じながら、活動する必要があります。また、令和3年5月26日に発表された厚生労働省アドバイザリーボード資料でも指摘されているように、「新規感染者数は（中略）横ばいあるいは減少傾向となる地域がある一方で、依然として増加傾向となっている地域もあり、予断を許さない状況が続いている」であることも認識し、練習や公演のあり方を考えなければいけません。

従って、本ガイドラインは、科学的検証のほか、政府が発表している「基本的対処方針」や「催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項」、地方公共団体のロードマップ等の方針、日本国内の感染状況や科学的知見、後述する音楽関係や施設関係のガイドラインに即した、現時点での合唱活動の目安を提示することになります。そして合唱活動を行う皆さんは、これら政府や地方公共団体、音楽業界の方針や状況が変更された場合は、その都度状況に応じて対応することが求められます。

■ 2 ページ

(1) 政府の考え方

ア) 「基本的対処方針」では、新型コロナウイルス感染症の特徴について「主に飛沫感染や接触感染によって感染し、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手をのばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という）の環境で感染リスクが高まる。このほか飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必

イ) (略)「まん延防止」が明記されており、「催物(イベント等)の開催制限」「施設の使用制限等」「学校等の取扱い」などにおいて合唱活動にも関係する事項が指摘されています。

ウ) 事務連絡では、緊急事態宣言の発出された都道府県(特定都道府県)、まん延防止等重点措置区域とされた都道府県、その他の都道府県という三つの段階に応じて、催物(イベント)開催や施設の使用に関する留意事項やイベント開催時における必要な感染防止策を明示しています。

要である」と指摘しています。さらに、新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項としては、「室内で「三つの密」を避けること。特に日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促すこと」が挙げられています。

イ) (略)「(3)まん延防止」が明記されており、「催物(イベント等)の開催制限」「施設の使用制限等」「学校等の取扱い」などにおいて合唱活動にも関係する事項が指摘されています。

ウ) 「催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項」では、緊急事態宣言の発出された都道府県(以下「特定都道府県」という。)、まん延防止等重点措置区域、その他の都道府県に対し、催物(イベント)開催や施設の使用に関する留意事項を明示しています。

エ) 令和2年11月12日付け「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等」の【別紙1】「イベント開催時の必要な感染防止策」では、「徹底した感染防止等」として、マスク常時着用と大声を出さないことの担保、「基本的な感染防止等」として、手洗、消毒、換気、密集の回避、身体的距離の確保、飲食の制限、参加者の制限と把握、演者の行動管理、催物前後の行動管理、ガイドライン遵守の旨公表、「イベント開催の共通の前提」として、入退場やエリア内の行動管理、地域の感染状況に応じた対応が明示されています。この「イベント開催時の必要な感染防止策」は、その後相次いで事務連絡されている「催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項」でもその内容が踏襲されています。また【別紙3】「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例」では、「大声での歓声・声援等がないことを前提と

エ) 文化庁の「新型コロナウイルス感染症対策の推進に文化芸術活動の継続・発展に関する専門家会合」は、2021年2月19日に「文化芸術活動の継続・発展に向けた感染症対策の在り方について」を公表し、緊急事態宣言下におけるイベント開催制限の公演への影響、これまでの集団感染発生状況の評価、イベント開催制限の段階的緩和、業種別ガイドラインの評価と改定、飲食につながる人の流れの抑制、自主的に行われる対策について、専門家および関係団体からの意見が明示されています。また文化庁は、令和3年8月6日付け事務連絡「子供たち対象とした全国大会・コンクール等における成果発表の機会の確保等に係る取組みについて（周知依頼）」を文化芸術団体等宛に提示し、十分な感染拡大防止策を講じた上で、成果発表の機会の確保を要請しています。

オ) 文部科学省は、令和3年9月9日付け事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」で、感染症対策の徹底と合わせ、部活動における留意事項について「部活動の大会やコンクールは（中略）一律に中止とするのではなく、感染状況に応じて、別紙1に示す具体例をもとに、屋内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底し、感染症対策と部活動の両立を図

しうるものの例」として、

音楽 クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート

が例示されています。

オ) 令和3年2月26日付け「催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項」では、【別紙2】「イベント開催制限等の段階的緩和について」で、感染状況に応じたイベント開催制限の目安等が明示されています。

カ) 文化庁の「新型コロナウイルス感染症対策の推進に文化芸術活動の継続・発展に関する専門家会合」は、2021年2月19日に「文化芸術活動の継続・発展に向けた感染症対策の在り方について」を公表し、緊急事態宣言下におけるイベント開催制限の公演への影響、これまでの集団感染発生状況の評価、イベント開催制限の段階的緩和、業種別ガイドラインの評価と改定、飲食につながる人の流れの抑制、自主的に行われる対策について、専門家および関係団体からの意見が明示されています。

り、生徒が安心して練習や大会等へ参加する機会を確保していただきたい」と明示しています。

カ) 新型コロナウイルス感染症対策本部は、令和3年11月19日付け「ワクチン・検査パッケージ制度要項」で、感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とする基本的事項を定めています。

■ 4 ページ

(2) 業種別のガイドライン

ア) 音楽公演関係では、一般社団法人コンサートプロモーターズ協会・一般社団法人日本音楽事業者協会・一般社団法人日本音楽制作者連盟が「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」、クラシック音楽公演運営推進協議会が「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」、緊急事態舞台芸術ネットワークが「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を、それぞれ発表しています。

イ) 施設関係では、公益社団法人全国公民館連合会が「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」、公益社団法人全国公立文化施設協会が「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を発表しています。

ウ) 前記のア) とイ) のガイドラインは、適宜改訂されますので、内閣官房ウェブサイト¹²⁾の「業種毎の感染拡大予防ガイドライン一覧」で最新版を確認してください。

■ 4 ページ

(2) 業種別のガイドライン

ア) 音楽公演関係では、一般社団法人コンサートプロモーターズ協会・一般社団法人日本音楽事業者協会・一般社団法人日本音楽制作者連盟が令和2年7月10日策定(10月8日改定)の「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」、クラシック音楽公演運営推進協議会が令和2年12月1日改訂の「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」、緊急事態舞台芸術ネットワークが令和2年12月2日改訂の「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を、それぞれ発表しています。

イ) 施設関係では、公益社団法人全国公民館連合会が令和2年5月14日策定(10月2日改訂)の「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」、公益社団法人全国公立文化施設協会が令和2年9月18日改訂の「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を発表しています。

[\[2\]内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室ウェブサイト
https://corona.go.jp/](https://corona.go.jp/)

■ 8 ページ

(5) 合唱活動で考えられる新型コロナウイルスの感染リスクと対策の骨子

5. 健康管理 具体的な感染リスク対策

活動前 1週間における団員ならびに指揮者、ピアニストの体調を確認しておく。

■ 9 ページ

4. 合唱練習時の新型コロナウイルス感染拡大防止策について

なお、本ガイドラインにおける「マスク」とは、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防」の啓発資料による正しいマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った）に則った形状のものをよびます。マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは該当しません。また、変異株の拡大も踏まえ、品質の確かな、不織布マスクの使用が推奨されています。フェイスシールドについては的確な取り扱いを行わないと感染を拡大させてしまう危険があり、専門的知識のない方が扱うことは危険であるので、合唱活動においての着用は推奨しません。

(1) 利用施設

「基本的対処方針」によれば、「クラスターの発生が見られない施設については、『入場者の制限や誘導』『手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置』『マスクの着用』等の要請を行うことを含め、『三つの密』のどれかひとつであっても避けること、室内の換気や人と人との距離を適切に取るなどをはじめとして基本的な感

■ 8 ページ

(5) 合唱活動で考えられる新型コロナウイルスの感染リスクと対策の骨子

5. 健康管理 具体的な感染リスク対策

活動前 14日における団員ならびに指揮者、ピアニストの体調を確認しておく。

■ 9 ページ

4. 合唱練習時の新型コロナウイルス感染拡大防止策について

(1) 利用施設

「基本的対処方針」によれば、「クラスターの発生が見られない施設については、『入場者の制限や誘導』『手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置』『マスクの着用』等の要請を行うことを含め、『三つの密』を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切に取るなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うこと」とされています。

染対策の徹底等を行うこと」とされています。

■ 10 ページ

(2) 日常の健康管理等の対策

イ) 体調の管理

練習に出席する団員は、日常生活において、感染予防対策として、以下のことを徹底する。

① 感染対策上必要な場面ではマスク着用を徹底するなど、咳エチケットを実践する。

② まめに手洗い・手指消毒を行う

③ 自宅で定期的な検温を行い記録し、必要がある場合、運営責任者等に提出できるよう準備する。

④ 活動前 1 週間における以下の事項の有無を確認し、該当する事項のある場合は、出席を停止すること。また必要に応じ、抗原検査簡易キットや PCR 検査を活用すること。

■ 11 ページ

(3) 練習当日の対策

ア) 会場設営・撤収時

③ 設営要員はマスクを着用し、咳エチケットを実践する。十分な距離 (1m) を確保するか、同等の効果を有する対策をとる。

⑤ 設営前後・撤収後に流水石けんによる手洗いを徹底する。手洗いが難しい場合は、アルコール手指衛生剤を用意し手指の消毒を行う。

イ) 会場入場時

⑦ 会場内での飲食を行う場合は、向かい合っての会話をしないなど十分に注意する。

ウ) 練習時

■ 10 ページ

(2) 日常の健康管理等の対策

イ) 体調の管理

練習に出席する団員は、日常生活において、感染予防対策として、以下のことを徹底する。

① 必要に応じてマスクを着用するなど、咳エチケットを実践する。

② まめに手洗い・手指消毒を行う

③ 自宅で定期的な検温を行い記録し、必要がある場合、運営責任者等に提出できるよう準備する。

④ 活動前 1 週間における以下の事項の有無を確認し、該当する事項のある場合は、出席を停止すること。

■ 11 ページ

(3) 練習当日の対策

ア) 会場設営・撤収時

③ 設営要員は必要に応じてマスクを着用し、咳エチケットを実践する。十分な距離 (1m) を確保するか、同等の効果を有する対策をとる。

⑤ 設営前後・撤収後に石けんで手洗いをする。手洗いが難しい場合は、アルコール手指衛生剤を用意し手指の消毒を行う

イ) 会場入場時

⑦ 会場内での飲食は控える。

ウ) 練習時

④ 立っている団員の飛沫が座っている団員の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている団員と座っている団員が混在しないようにする。

エ) 休憩時

①マスクを正しく着用し、咳エチケットを実践する。

オ) 練習後

④マスクを着用し、咳エチケットを実践する。

⑥終了後に会食をする際は、国・自治体の制限に照らし合わせ、十分に注意すること。

■ 12 ページ

(4) 緊急時の対応

ウ) 速やかに、医療機関等へ連絡し、指示を受けさせる。

■ 13 ページ

5. 合唱公演時の新型コロナウイルス感染拡大防止策について

なお、本ガイドラインにおける「マスク」とは、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防」の啓発資料による正しいマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った）に則った形状のものをよびます。マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは該当しません。また、変異株の拡大も踏まえ、品質の確かな、不織布マスクの使用が推奨されています。フェイスシールドについては的確な取り扱いを行わないと感染を拡大させてしまう危険があり、専門的知識のない方が扱うことは危険であるので、合唱活動における着用は推奨しません。

(1) 企画・準備段階における対策

イ) 感染拡大防止策の周知

⑥流水石けんによる手洗いかアルコール手指衛生剤による手指の消毒を徹底する。

エ) 休憩時

①必要に応じてマスクを着用し、咳エチケットを実践する。

オ) 練習後

④必要に応じてマスクを着用し、咳エチケットを実践する。

⑥会食等は控える。

■ 12 ページ

(4) 緊急時の対応

ウ) 速やかに、医療機関等へ連絡し、指示を受ける。

■ 13 ページ

5. 合唱公演時の新型コロナウイルス感染拡大防止策について

(1) 企画・準備段階における対策

イ) 感染拡大防止策の周知

④花束やプレゼントの持参は控える。

⑦こまめに流水石けんによる手洗いかアルコール手指衛生剤による手指の消毒を行う。

<p>ウ) 公演会場への入退場</p> <p>②来場者に公演会場においては常時マスクの<u>正しい</u>着用を求め、不携帯者用として配布（販売）できるマスクを用意しておく。</p> <p><u>⑩面会やプレゼントの授受など、出演者と来場者の接触は極力控える。</u></p> <p>⑪物品販売を行う場合は、入場制限や整列などの処置で密集を避ける。また、対面販売の場合はビニールカーテン又はアクリル板等の設置、<u>キャッシュレス販売やコイントレイなどの使用を推奨する。</u></p> <p><u>⑮終演後の会食をする際は、国・自治体の制限に照らし合わせ、十分に注意すること。</u></p> <p><u>⑯来場者に対して接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや各地域通知サービスの活用を呼びかける。</u></p> <p>カ) 公演終了後</p> <p><u>①関係者等による打ち上げは控えるなど、密の回避と飛沫感染や接触感染を避ける方策をとる。</u></p> <p><u>②終演後に会食をする際は、国・自治体の制限に照らし合わせ、十分に注意すること。</u></p>	<p>ウ) 公演会場への入退場</p> <p>②来場者に公演会場においては常時マスクの着用を求め、不携帯者用として配布（販売）できるマスクを用意しておく。</p> <p><u>⑩花束やプレゼントの受領は控える。</u></p> <p>⑪物品販売を行う場合は、入場制限や整列などの処置で密集を避ける<u>他</u>、対面販売の場合はビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。</p> <p><u>⑭出演者と来場者の接触は極力控える。</u></p> <p><u>⑯終演後の会食は控え、直帰するよう周知する。</u></p> <p>カ) 公演終了後</p> <p>関係者等による打ち上げは控えるなど、密の回避と飛沫感染や接触感染を避ける方策をとる。</p>
---	---